

I. 総則

国家元首

10142 自然遺産と生物多様性に関する 2007 年 12 月 13 日付け法律第 42/2007 号の改訂を定める 2015 年 9 月 21 日付け法律第 33/2015 号

スペイン国王フェリペ 6 世

本法を読み、理解した全ての人に

以下の法律を国会が可決し、国王が是認したことを通達する。

(中略)

単独規定 自然遺産及び生物多様性に関する 2007 年 12 月 13 日付け法律第 42/2007 号の改訂

自然遺産及び生物多様性に関する 2007 年 12 月 13 日付け法律第 42/2007 号を以下のとおり改訂する。

1. 第 2 条の記述を以下のとおりとする。

「第 2 条 原則

本法の根拠となる原則は、以下のとおりである。

- a) 人間福祉のための生態系サービスを確保しつつ、基本的な生態的プロセス及び生命維持システムを維持管理すること。
- b) 生物多様性及び地質多様性の保全と復元をはかること。
- c) 種及び生態系を中心とした自然遺産の持続的利用、保全、復元、改善を保証し、生物多様性のノーネットロスを保証する資源の秩序ある利用をはかること。
- d) 自然の生態系の品種、特異性、美観、地質多様性及び景観の保護保全をはかること。
- e) 特に、政治・経済・社会分野におけるセクター政策の意志決定において、自然遺産及び生物多様性の保全、持続的利用、改善、復元、及び遺伝資源の利用により生ずる利益の公正かつ衡平な配分を条件として含めること。
- f) 環境保護は、国土整備、都市整備より優先されることと、その優先度の基本的前提。
- g) 自然空間または野生種に影響を及ぼす可能性のある関与に留意すること。

原文タイトル :

Ley 33/2015, de 21 de septiembre, por la que se modifica la Ley 42/2007, de 13 de diciembre, del Patrimonio Natural y de la Biodiversidad.

原文リンク : https://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=B0E-A-2015-10142

(最終アクセス日 : 平成 27 年 11 月 6 日)

h) 市民への情報開示、生物多様性の重要性に関する啓蒙、本法の目的達成に向けた一般規定を含む公共政策の計画・実施における参加を保証すること。

i) 気候変動に起因する諸問題の発生を防止・緩和し、気候変動への適応化対策、負の効果への対策を講ずること。

j) 自然空間及び半自然空間の持続可能な開発の改善プロセスに貢献すること。

k) 保護区が含まれる地域の住民及び土地所有者による自然遺産及び生物多様性の保全活動と、そこから生ずる利益の配分への参加。」

2. 第3条の記述を以下のとおりとする。

「第3条 定義

本法の解釈において各用語の定義を以下のとおりとする。

1. 山岳地帯：周辺地域より標高の高い連続性のある広大な地域で、その物理的特徴により生態的傾度が形成され、生態系の形成を決定し、かつそこに展開する生物と人間社会に影響する。

2. 特定種の重要区域：特定種の分布域に含まれ、種の保全を促進する上で不可欠な生息地が形成される区域、または適切な維持管理を必要とする区域。

3. 生物多様性：すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系）の間の変異性をいう。種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

4. 伝統的知識：経験から派生し、地域文化及び地域環境に適合した自然遺産及び生物多様性に関わる地域住民の知識、工夫、慣習。

5. 保全：自然遺産及び生物多様性、特に、野生動植物の種個体群の自然及び半自然の生息地の維持または良好な状態への復元、及びそのために必要な対策。

6. 生息域内保全：自然環境に生息する野生種であれば、自然と半自然の生態系と生息地の保全・維持・個体群の回復、飼育種・養殖種であれば、固有の特徴を進化させるに至った環境の保全、維持、回復。

7. 生息域外保全：自然生息地外での生物多様性を構成する要素の保全。

8. 生態的回廊：広さや形態の異なる地域で、その配置や保全状態から、断片化された野生動植物にとって特別な重要性を持つ複数の自然空間を機能的に繋げ、野生種の個体群間における遺伝子の交換、それらの標本の移動など、さまざまな生態的プロセスを促す回廊。

9. 国土の監視：天然資源、文化資源、景観資源の保全活動への土地所有者や利用者の参加を促す一連の戦略及び司法的技術。

10. 生態系：植物、動物又は微生物の群集とこれを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体。

11. 在来種：自然分布域に生息する種。

12. 絶滅在来種：過去に自然分布域から消滅した在来種。

13. 侵略的外来種：自然または半自然の生態系もしくは生息地に持ち込み、定着させた種で、侵略的行動または遺伝子汚染のリスクにより在来の生物多様性に変化を引き起こす、または脅威となるもの。

14. 生息地の保全状態：自然または半自然生息地、及びそこに定着した代表的な種に対し、長期的にその自然分布、構造、機能、さらには代表的な種の生存に作用する一連の影響を受けた結果による状態。

15. 自然生息地の良好な保全状態：自然分布息が安定的かつ広大な状態、長期的な維持に必要な構造及び機能が存在し、予測可能な未来にまで維持できる状態、生息種の保全状態が良好な状態。

16. 種の良好な保全状態：種の個体群動態が帰属する生息地における不可欠要素を構成し、長期にわたり継続的に構成することを示す状態、自然分布域が減少しておらず、予測可能な未来にわたって減少する恐れがない状態、個体群を維持するのに十分な広さの生息地が存在し、長期的に維持される可能性がある状態。

17. 外部性：特定の行為から、その行為の目的以外にもたらされたあらゆる影響。

18. ジオ多様性または地質多様性：岩石、鉱物、化石、土壌、地形、地層、地質単位、景観を含む、地球の進化の産物と記録である地質要素の多様性。

19. ジオパーク：科学的にみて貴重で美しく唯一無二の地質を持ち、地質学的な進化の歴史、及び形成過程と現象を示す領域。GEAに関連する考古学的、生態学的、文化的価値が高い地域も含まれる。

20. 自然生息地：地形的、非生物的・生物的な特徴により差別化された自然または半自然の陸地もしくは水域。

21. 種の生息地：当該種が生物サイクルのいずれかの段階で生息する、固有の非生物的・生物的要因により形成された環境。

22. 管理手段：情報開示、公式な承認を経て公表されたひとつの自然空間の管理・利用技術をいう。

23. 遺伝素材：遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材。

24. 代償措置：計画あるいはプロジェクトに含まれ、種や生息地への負の影響を可能な限り正確に補正することを目的とした措置。

25. 地域の保全目標：良好な保全状態に至るまでに必要となる、各種の個体群、生息地の面積及び質の水準。

26. 景観：人々に知覚される地域であり、自然の作用、人間の作用、あるいは自然と人間の相互作用による結果の表れ。

27. 自然遺産：生物多様性とジオ多様性の源泉となる自然要素及び天然資源の集合体で、環境・景観・科学文化的観点から類い希な価値を有するもの。

28. 生物資源：現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。

29. 遺伝資源：現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

30. 天然資源：人類に利用される現在または潜在的価値を有する自然を構成する要素。自然景観・地表水・地下水、土壌・下層土及び農業・畜産業・林業・狩猟・保護といった利用に資する土地、生物多様性、ジオ多様性、遺伝資源及び生活を支える生態系、炭化水素、水力・風力、太陽光・地熱等のエネルギー資源、大気及びラジオ波スペクトル、鉱物、岩石、その他再生可能及び再生不可能な地質資源が含まれる。

31. 生物圏保存地域：スペインが加盟する UNESCO の「人間と生物圏計画」(Programme on Man and the Biosphere : MAB 計画) に指定され、遺産及び天然資源の総合的、持続的、かつ参加型管理がなされる地域。

32. 生態系の復元：生態系の機能性と、成熟に向けた進化能力の復元に資する一連の活動。

33. 分類群：共通する特徴を有する生物の集合。

34. 絶滅した分類群：過去に自然分布域から消滅した在来の分類群。

35. 在来の分類群：特定の領域に自然に存在する分類群。場合により、絶滅したものも含まれる。

36. 自然遺産の持続的利用：長期的にその減少を招くことのない形態とペースで自然遺産の構成要素を利用すること。これにより、現世代及び次世代のニーズを満たす可能性が維持される。

37. 土地の監視機関：自然遺産及び生物多様性の保全を目的に土地の監視合意事項の実行を含むイニシアティブを実行する公的または民間の非営利組織。

38. 地質遺産：a) 地球の起源及び進化、b) 形成プロセス、c) 過去及び現代の気象及び景観、d) 生命の起源と進化を把握・調査・解釈できる地層、地質構造、地形、鉱物、岩石、隕石、化石、土壌、その他地質イベント等、科学、文化、教育的価値を有する地質学的天然資源の集合体。

39. 海洋環境：スペインの主権と管轄権がおよぶ海水域、海底、下層土及び天然資源。

40. 種の危機的状態：科学情報を駆使した個体群の存続可能性または生息地の分析、診断調査にもとづき、野生の状態では絶滅の危機にあると判明した種の状態。

41. 植物園：植物多様性の調査・普及・教育・保全目的を同時達成するために科学的に収集された生きたまま維持管理・栽培・繁殖される植物を展示する生息域外保全機関（公共、民間または半官半民）または施設。

42. 放出：養殖または狩猟利用を目的に種の標本を放出すること。侵略的な異地性種の場合、自然遺産及び生物多様性に関する 2007 年 12 月 13 日付け法律第 42/2007 号の公布以前に許可された河川、湖沼、狩猟地域においてのみ、これらが帰化する前に可能な限り短期間で当該標本を捕獲する目的がある場合のみ、この種の放出が認められる。

43. 遺伝資源の利用：生物の多様性に関する条約第 2 条に定義するバイオテクノロジーの応用を通じたものも含め、遺伝資源の遺伝的及び/又は生化学的な構成に関する研究及び開発の行為をいう。

(中略)

5. 第 6 条の記述を以下のとおりとする。

「第 6 条 海洋生物多様性に関連する行政の管轄権

1. 国家中央当局は、農業食糧環境省を通じて、海洋環境における種、空間、生息地、重要区域において本法で定めた機能を行使する。ただし、これは沿岸域の自治体の管轄権を侵すものではない。

また、国家中央当局は、排他的経済水域、大陸棚、及び国際規約で指定された海峡、もしくは外海においても同様の機能を行使する。

2. 国家中央当局は、本規定の対象となる航海及び航海関連の活動の規制・禁止事項を定め、海水汚染を防止し、対策を講ずる。

3. また、国家中央当局は、国際規約で指定された海峡、もしくは外海における海洋空間においても本条前各号の対象となる機能を行使する。

4. 自治体は、海洋生態系と保護対象となる陸域の自然空間との間に科学的根拠に裏付けられた生態学的継続性が存在する場合、当該海域における種（移動性が高い種は除く）、空間、生息地、重要区域に関連して、本法が定める機能を行使する。

5. 本条に定める前述の機能の行使は、行政横断的な協力と連携の原則のもと、権限ある当局がおこなう。」

(中略)

53. 前第 68 条は、第 71 条となり、以下のとおり記述される。

「第 71 条 分類群 (*taxon*) 由来の遺伝資源へのアクセスと利用、及び利益の配分

1. 野生の分類群に由来する遺伝資源へのアクセスとその利用により生じた利益の配分は、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」と、該当する場合には国連食糧農業機関 (FAO)「食料及び農業のための植物遺伝資源に関連する国際条約」の規定に準拠してこれをおこなう。

2. 生物多様性条約第 15 条、及び名古屋議定書第 6 条において条約加盟国に与えられた権限を行使し、スペインの遺伝資源にアクセスする場合、これを勅令により事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件の適用を受ける。事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件が得られた証として、これら資源へのアクセスの許可証が発行される。遺伝資源へのアクセスが商業以外の研究目的で利用される場合、勅令において簡略的な許可申請手続きが定められる。

3. スペイン国内の遺伝資源に関連する事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件を設定し、結果的に当該のアクセス許可を発行する所轄機関は、遺伝資源が存在する、あるいは生息域外保全を担う組織が存在する地方自治体とする。ただし、次の c) 項に規定される場合は除く。

国家中央当局は、次の各号に示す資源を所轄する。

- a) 本法第 6 条、及び追加規定 1、d) 項及び e) 項に定める海洋遺伝資源。
- b) 国家が所有する共有地に存在する遺伝資源。
- c) 国の生息域外保全機関が所有する遺伝資源。

スペイン以外を起源とするがスペイン国の生息域外保全機関が所有する、あるいはスペイン国内に存在する遺伝資源の供給については、第 72 条に準拠する。

d) ひとつ以上の地方自治体に分布する陸地に生息する野生の分類群由来の遺伝資源。

4. 分類学のみを目的とするアクセスについては、本条で規定されるアクセス規制の対象外とし、同様の目的を有する場合を除き、第三者への移譲を禁ずる。

同様に、以下の各号に該当する場合も規定の対象外とする。

a) 「種苗及び植物遺伝資源」に関する 2006 年 6 月 26 日付け法律第 30/2006 号に規定される農業及び食糧生産を目的とした植物遺伝資源

b) 「国の海洋漁業」に関する 2001 年 3 月 26 日付け法律第 3/2001 号に規定される水産資源

c) 別途規定される農業及び食糧生産を目的とした動物遺伝資源

5. スペイン農業食糧環境省は、名古屋議定書の規定にしたがい、遺伝資源へのアクセス、及びそれにより生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関するスペインの政府窓口となる。国家中央当局及び地方自治体は、本条に規定される所管において、遺伝資源へのアクセスに関する責任機関を任命し、これをスペインの政府窓口である農業食糧環境省に通知する。スペインの政府窓口は、スペインにおいて遺伝資源へのアクセスの希望者に対し、アクセス条件及び連絡先である所轄当局に関する情報を提供する。

6. 遺伝資源へのアクセスを担当する主務官庁は、名古屋議定書及びその実施メカニズムの内容に則して発行された許可証について、これをスペイン国の政府窓口に通知する。スペインの政府窓口は、名古屋議定書に規定された情報交換センターにこれを通知し、これを以て当該の許可証は国際的に認められたものとなる。

勅令では、国内で適用される統一様式を定める。

遺伝資源から特許の取得を希望する場合、特許取得に関わる申請手続きは、現行の特許法に準拠する。同法の施行規則の策定においては、農業食糧環境省がそのプロセスに参加する。

非営利目的で取得した遺伝資源を研究する過程において、何らかの商業利用の可能性が発生した場合、当事者は主務官庁に新たな許可申請をしなければならない。

7. 遺伝資源の利用により生ずる利益は、主に生物多様性の保全とそれを構成する要素の持続可能な利用に用いなければならない。国家中央当局から許可された遺伝資源へのアクセスにより生じた利益は、自然遺産及び生物多様性基金に提供するものとする。

8. 遺伝資源へのアクセスに関与する各監督官庁は、アクセス対象の遺伝資源の適正利用について、その監視にあたる。遺伝資源へのアクセスに関わる主務官庁が、所轄する遺伝資源へのアクセスまたは利用に関連して国外にいる利用者による違反行為を発見した場合、かかる情報をスペインの政府窓口へ通知し、スペインの遺伝資源の不正利用が疑われる行為の発生した国と適宜協議しなければならない。

9. 勅令では、国家自然遺産及び生物多様性委員会内に、本条、第 72 条及び第 74 条 2 項～4 項に示す事項のフォローアップの影響を受ける各自治体及び関係省庁の代表者により構成される専門委員会を設置することを定める。

10. 本条の規定に関わらず、自治体は管轄する領域において、遺伝資源の収集活動に関連して遺伝資源の保全と持続的利用を確保する上で特別な保護策が必要と判断した場合、遺伝資源への生息域内でのアクセスに関する条件を定めることができ、これをスペインの政府窓口である農業食糧環境省に通知する。また、同省は、欧州連合の担当協力機関、及び生物の多様性に関する条約の各機関にこの旨を通知する。」

54. 第 72 条を追加し、以下の記述となる。

「第 72 条 「第 72 条 遺伝資源利用の管理

1. スペインにおける遺伝資源の利用状況のモニタリングと遵守措置は、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく EU における利用者に対する遵守に係る措置に関する 2014 年 4 月 16 日付け欧州議会及び理事会規則 (EU) 第 511/2014 号」の規定に準拠する。第 71 条及び第 72 条の実行に関わる勅令には、前述 2014 年 4 月 16 日付け欧州議会・理事会規則第 511/2014 号の実行を担当する権限ある当局の指定が含まれる。

2. 前述の規則に定められる義務の不履行に対しては、本法第 VI 編に定める違反区分のそれぞれの罰則規定が適用される。」

55. 前第 69 条は、第 73 条となる。

*** (環境省註：以下、旧法より引用) ****

第 III 章¹

野生種の国際取引

第 69 条 野生種の国際取引

1. 野生種の国際取引は、国際法、特に絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約 (CITES))、生物の多様性に関する条約、国連食糧農業機関 (FAO) 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、および商業管理による絶滅危惧種の保護に関する EC 基準に準拠し、持続的に実施しなければならない。

2. 産業観光商業省は、規制対象の野生種の輸出入台帳を管理し、保護対象種の国際取引の水準と傾向に関する年次報告書を作成する。

3. 環境省は、少なくとも 5 年ごとに、商業統計データをもとに、スペインにおける野生生物の国際取引に関する評価をおこない、産業観光商業省に、取引の持続性を確保する上で必要と判断される対策の提案書とともに、その結果を報告する。

¹ https://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2007-21490

産業観光商業省は、提案書を審査し、必要に応じてこれを欧州委員会 (EC) に提出する。

56. 前第 70 条は、第 74 条となり、以下のとおり記述される。

「第 74 条 自然遺産及び生物多様性保全に資する伝統的知識の促進

1. 生物の多様性に関する条約及び世界知的所有権機関の基準、決定及び原則に則り、行政は以下の各号に示す業務に当たる。

a) 自然遺産及び生物多様性の保全と持続可能な利用に関する知識及び慣習的な利用を保全、維持、促進する。

b) これら知識と慣習の利用により生ずる利益が衡平に配分されることを促進する。

c) 生物多様性及びジオ多様性の保全と持続的利用に関する伝統的知識（特に民族植物学に関するもの）の目録の作成を促進する。同目録は、スペインの自然遺産及び生物多様性に関する伝統的知識の目録の一部を構成するものとなる。

2. スペインにおける第三国由来の遺伝資源に関連する伝統的知識の利用については、名古屋議定書に則り、当該国の遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスに関する国内規定に準拠する。

3. 名古屋議定書に加盟する第三国由来の遺伝資源に関連する伝統的知識の利用のモニタリングと遵守措置は、2014 年 4 月 16 日付け欧州議会・理事会規則第 511/2014 号に準拠する。

4. 前述の規則に定められる義務の不履行に対しては、本法第 VI 編に定める違反区分のそれぞれの罰則規定が適用される。

5. 生物多様性に関するスペイン伝統的知識目録とこれに関わる知的所有権及び工業所有権の保護は、国際法の規定、及びこれが該当する場合には特許に関する現行法に準拠する。

57. 第 71 条～第 73 条は、順次、第 75 条～第 77 条となる。

（環境省註：以下、旧法より引用）**

第 V 編

自然遺産および生物多様性の知識、保全、復元の促進

第 71 条 非営利団体の支援

環境省は、1 つ以上の自治体で自然遺産および生物多様性の保全を目的とした活動を実施する国内の非営利団体で、その活動により影響を受ける自然遺産および生物多様性を管理する当該自治体の事前承認を得ている団体に対し、これを支援することができる。

第 72 条 土地管理 (Land Stewardship) の振興

1. 行政は、自然遺産および生物多様性の保全を主たる目的とする管理団体および民間・公共農地の所有者間の合意を通じて土地管理を促進する。

2. 国家中央当局は、自らが自然空間の土地所有者である場合、管理全体またはその一部について土地管理団体との間で管理移管契約を結ぶことができる。管理移管に関する合意では、資金、建物、設備機器、車両、その他サービス等の提供等、実行に必要なファイナンスシステム、事前の管理計画にもとづく最低限の管理指針が多年度管理合意として書面にて定められる。

第73条 保護区内における正の外部性と土地管理合意の奨励

1. 自治体は、保護区に指定された地域内、もしくは土地所有者と管理団体間で正式に締結された土地管理合意の対象地域内での土地の正の外部性を奨励するためのメカニズムおよび条件を定める。その際、以下の各号に掲げるような生態系サービスの提供が考慮される。

a) 絶滅危惧生息地および絶滅危惧種を重点的に、予め導入された個別対策を意識した自然遺産、生物多様性、ジオ多様性、および景観の保全、復元、改善。

b) 気候変動の緩和に資する対策としてのCO₂固定。

c) 被覆植生や、土壌・地表水・地下水の減少・劣化を招く生産慣習を意識した砂漠化対策としての土壌および水域保全。

d) 地下水涵養および地質リスクの防止

58. 前第74条は、第78条となり、以下のとおり記述される。

「第78条 自然遺産及び生物多様性基金

1. 本法の目的を達成し、持続的な森林管理、戦略的な森林火災保護、林地・自然空間の保護に資する国家中央当局が資金を拠出する各種措置を実行するために、自然遺産及び生物多様性基金を設立する。

多年度に渡る活動や、地域結束に向けた協調融資に対し、基金から資金を拠出することができる。基金には、国の一般会計予算で割り当てられた予算項目を有する。これには、共同体や将来形成しうる資金源による同一の目的に資する財政手段のための協調融資の資金も含まれる。

2. 基金の目的は以下のとおりとする。

a) 適正な優遇措置を通じて、自然遺産・生物多様性及びジオ多様性への投資、管理・整備を通じて、自然保護区、Natura 2000 ネットワーク、及び国際条約による保護区の管理計画、手段、プロジェクトの策定、天然資源の整備、スペインの絶滅危惧種リストに含まれる種の生息域内・生息域外保全を促進する。

- b) その他の行動を実行し、自然保護区、Natura 2000 ネットワーク、及び国際条約による保護区の持続性と保護、天然資源の整備、スペインの絶滅危惧種リストに含まれる種の生息域内・生息域外保全に資する追加策を実行する。
- c) 自然保護区、Natura 2000 ネットワーク、国際条約による保護区における自然遺産及び生物多様性の保全に関する持続的モデルを実現する。
- d) 絶滅危惧種及びリストに掲載されている種の生息地保全戦略及び計画に含まれる各種対策の実行に貢献する。
- e) 適正な優遇措置を通じて、森林投資・管理・整備、特に、山間整備計画、森林計画の策定を促進する。
- f) 林業、狩猟、養殖業の持続的管理モデルの実現に向けた金融メカニズムを整備する。
- g) 森林が果たす生態学的、社会文化的機能、自然保護区、Natura 2000 ネットワークにおける社会経済アクターが果たす機能を再評価し、促進するとともに、環境サービスと天然資源保全を支援する。
- h) 森林火災防止行動を支援する。
- i) 自然遺産及び生物多様性にとって重大な影響を排除する活動、特に侵略的外来種の撲滅と生息地の細分化防止を支援する。
- j) 持続的森林管理に向けた共同森林開発のための森林所有地の団地化を奨励する。
- k) 森林認証の取得を促進する。
- l) 自然遺産、生物多様性、地質的多様性の保全に関する応用研究、実証研究、及び実験に資金を提供する。
- m) 土地監視活動に資金を提供する。
- n) 自然保護区、Natura 2000 ネットワーク、認証森林から得られた産物の使用と、生産販売への支援を促進する。
- o) 自然遺産及び生物多様性の保全及び持続的利用に関する知識と慣習を、主にそれらの知識と慣習を実践する人々を奨励することにより、保全、維持、促進する。
- p) 自然遺産及び生物多様性の保護と持続性に資するその他の補足的対策及び目標を実行する。
- q) 自然保護区、Natura 2000 ネットワーク、生物圏保護地域に含まれる地域の生態学的生産を促進する。
- r) 特に自然保護区、Natura 2000 ネットワーク及び生物圏保護地域における土壌浸食及び砂漠化の防止活動に資金を提供する。

s) スペインの自然遺産及び生物多様性目録の作成と更新に資する調査、探査を奨励する。

t) スペインの自然遺産の保全と持続的利用の理解と啓蒙に向けた宣伝広報活動を促進する。

3. 基金が資金提供する活動は、それぞれ所轄する領域において国家中央当局及び事前に協調融資協定を締結した自治体を実施する。

4. 自然遺産基金の役割は、勅令により規定されるものとし、基金の目的が自治体の領域に関連する場合、当該自治体との事前の協議を経て、自治体がこれに参加する。

5. 行政機関は、補完性の原則に則り、基金が講じる対策の対象地域の住民と所有者が活動と利益に参加するよう促す。」

59. 前第 75 条は、第 79 条となる。

*** (環境省註：以下、旧法より引用) ****

第 VI 編

違反行為と罰則

第 75 条 総則

1. 本法の規定に違反する行為または無作為には、刑事責任、民事責任とは別に行政責任が発生する。

2. 刑罰または行政罰とは別に、違反者は、「環境責任」に関する 2007 年 10 月 23 日付け法律第 26/2007 号に定められた方法と条件にしたがって、自らが招いた損害を修復しなければならない。修復不可能な損害については、違反者には、決議が定める条件でこれを賠償することが義務づけられる。

3. 本編で定められる違反行為と罰則の分類を決定するにあたって必要となる環境への損害の評価にあたっては、「環境責任」に関する 2007 年 10 月 23 日付け法律第 26/2007 号と施行規則に定めた評価方法を以てこれをおこなう。

4. 違反行為に複数の人間が関わり、その関与の度合いを評価するのが不可能な場合、これは連帯責任とする。ただし、これはその他の責任者が他の関与者に対して行使する権利を損なうものではない。

5. いかなる場合も同一の事象、もしくは同一の保護対象の公的利益に対して重複して罰則が適用されることはない。ただし、その他の事象から推察される責任や同時発生した違反行為の責任については、これは問われなければならない。

60. 前第 76 条は、第 80 条となり、以下のとおり記述される。

「第 80 条 違法行為の類型化と分類

1. 自治体の法規とは別に、本法の適用上、以下の各号に該当するものは、行政違反と見なされる。

a) 生態系とこれを構成する価値を攪乱するような化学薬品・生体物質の使用、液体・固体の排出、廃棄物の排出、埋め立てを目的とした固体の堆積。同様に、前述の各行為で損害が発生していない場合でも、生態系を攪乱する重大なリスクがある場合、これは違反とみなされる。

b) 絶滅危惧種に指定された動植物種、その無性芽または死骸を破壊、殺傷、劣化、収集または交換、捕獲、無許可の販売・交換または帰化を目的に提供をすること。

c) スペイン絶滅危惧生息地リストにて「絶滅危惧」に分類された生息地を破壊する、または劣化させること。

d) 絶滅危惧種の生息地、特に、営巣地、越冬地、休息地、中継地、採餌地を破壊すること。

e) スペイン絶滅危惧生息地リストにおいて「絶滅危惧」に分類された生息地を構成する要素の著しい破壊または劣化を招くこと。

f) スペイン侵略的外来種リストに掲載される種の行政許可のない所有、輸送、商取引すること、原生種と競合しうる種を国内に最初に輸入または持ち込むこと、及び最初にこれを環境に放出すること。

g) 行政許認可を取得せず、EUにとって侵略の恐れのある外来種を持ち込み、維持、飼育、輸送、販売、利用、交換、繁殖、栽培すること、または自然環境に放出すること。

h) 占拠、開墾、伐採、刈り取り、その他の行為により保護対象となっている自然環境、またはその産物を攪乱すること。

i) 自然保護区に看板を設置すること、及び景観を損なう行為をすること。

j) 連盟にとって意味のある重要な生息地を構成する要素を著しく劣化させる、または攪乱すること、または連盟にとって意味のあるその他の生息地を構成する要素を破壊する、または劣化させること。

k) 危急種に指定された動植物種、その無性芽または死骸を破壊、殺傷、劣化、収集または交換、捕獲、無許可の販売・交換または帰化を目的とした提供をすること。

l) 危急種の生息地、特に、営巣地、越冬地、休息地、中継地、採餌地を破壊すること。

m) 山、狩猟、内水面漁業に関するそれぞれの法律で行政許可が必要とされる野生動物種・植物種を許可なく不要に捕獲、追跡、伐採、刈り取りをおこなうこと。

n) 特別保護対象野生種リストに掲載された動植物種、その無性芽または死骸を破壊、殺傷、劣化、収集または交換、捕獲、無許可の販売・交換または帰化を目的とした提供をすること。

o) 特別保護対象野生種リストに掲載されているが分類はされていない種の生息地、特に、営巣地、越冬地、休息地、中継地、採餌地を破壊すること。

p) 渡り鳥の繁殖期及び育雛期、帰巣途中で意図的に妨害、殺傷、捕獲、拘留すること。

q) 共同体にとって意味のある生息地を著しく攪乱すること。

r) 国際的に重要な湿地のリストに含まれる湿原、Natura 2000 ネットワーク、及び自然保護区内の湿原における狩猟及びスポーツ射撃において鉛を含む弾薬を所有、使用すること。

s) 自然保護区、及び Natura 2000 ネットワークの保護区に関わる規制基準及び計画を含む管理法で定められた義務及び禁止事項に違反すること。

t) 自然保護区内、及び Natura 2000 ネットワークの保護区内の水域でタンカーを恒常的に係留した上で燃料を供給または貯蔵、給油、タンカーへの燃料供給をおこなうこと。

船舶が停泊していない期間があっても、また同一の船会社、船主、グループの別の船舶と交代した場合でも、停泊目的が燃料供給のための貯蔵である場合、これは恒常的な係留とみなされる。

u) 第 71 条に定める手順を経ず、スペイン起源の遺伝資源にアクセスすること。

v) 本法第 72 条及び第 74 条に言及される「欧州連合における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の利用者に対する遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) 第 511/2014 号」に定められる義務を怠り、遺伝資源または遺伝資源に関連する伝統的知識を利用すること。

w) 第 55 条の規定に反して動植物の原生種を再度国内に持ち込むこと。

x) 本法に定めるその他の条件、義務、禁止事項に違反すること。

2. 前条の違反行為は、以下のとおり分類される。

a) 次に該当する場合、これを非常に重大違反行為とみなす。上記 a)、b)、c)、d)、e)、f)、g)、t) の各項に該当し、損害額が 100,000 ユーロを超える場合。上記 b)、k)、n)、t)、u)、v) の各項に該当し、100,000 ユーロを超える利益を得た場合。その他の各号に該当し、損害額が 200,000 ユーロを超えた場合。同一の重大違反行為をおこなった場合 (ただし、前回の違反行為が行政手段により確定し、その通知を受理した日から起算して 2 年以内に同一再犯をおこなった場合に限る)。

b) 次に該当する場合、これを重大違反行為とみなす。上記 a)、b)、c)、d)、e)、f)、g)、h)、i)、j)、k)、l)、m)、n)、o)、t)、u)、v)、w) の各項に該当し、「非常に重大」とみなされない場合。上記 p)、q)、r)、s)、x) 各項に該当し損害額が 100,000 ユーロを超える場合。同一の重大違反行為をおこなった場合（ただし、前回の違反行為が行政手段により確定し、その通知を受領した日から起算して 2 年以内に同一再犯をおこなった場合に限る）。

c) 次に該当する場合、これを軽度の違反行為とみなす。上記 p)、q)、r)、s)、x) の各号に該当し、損害額が 100,000 ユーロを超えない場合。」

61. 前第 77 条は、第 81 条となり、以下のとおり記述される。

「第 81 条 罰則の分類

1. 前条で分類された違反行為に対する罰金は、以下のとおりとする。

a) 軽度の違反行為には罰金 100～3,000 ユーロ。

a) 重大な違反行為には罰金 3,001～200,000 ユーロ。

c) 非常に重大な違反行為には罰金 200,001～2,000,000 ユーロ。ただし、この規定は、自治体が最高額を引き上げる権限を損ねるものではない。

2. 罰則の決定にあたっては、違反行為により生ずる可能性のあるリスクとその波及効果の規模、金額、これが該当する場合には損害、本法により保護される人々及び資産の安全性に対する影響、責任者の状況、違反者の意図性、これが該当する場合には、違反行為により不法に得た利益、損害の不可逆性等を判断基準として、違反原因となった行為と適用される罰則の対応関係を考慮しなければならない。

3. 「欧州連合における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の利用者に対する遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則 (EU) 第 511/2014 号」に規定される手続き義務に違反した場合にも、同様に、関係する遺伝資源及び伝統知識の産物の取引等、当該遺伝資源の利用の即時中止を命ずる、あるいは不法に取得した遺伝資源の没収をおこなうことができる。

4. 本法で分類される違反行為に対する罰則は、それぞれが管轄する領域において国家中央当局または自治体が適用する。

国家中央当局は、農業食糧環境省を通じて、自らが管轄する領域において発生した行政違反行為に対し罰則を適用する。

5. 第 79 条に従って違反者が事態の修復または賠償に応じない場合、指導機関は、命令が満たされるのに十分な期間に渡り繰り返し履行強制金を課すことができる。履行強制金を適用するにあたり、義務の履行期限、及び罰金の額を示すことが条件付けられる。いずれの場合も、期限の設定においては、義務を履行するために必要な十分な期間を設定する。履行強制金を適用しても、原因となる義務の不履行が継続する場

合、義務が履行されるまで繰り返し適用することができるが、いかなる場合も設定される新たな期限は1回目を下回るものであってはならない。履行強制金は、罰則の適用とは別のものであり、両立可能なものである。

6. 国家中央当局が管轄する領域における履行強制金は、各々のケースにおいて3,000ユーロ以下とする。

7. 政府は、勅令を以て、第1項に定める罰則を更新することができる。」

62. 前第78条～第79条は、順次、第82条～第83条となる。

*** (環境省註：以下、旧法より引用) ****

第78条 刑事責任

違反行為が犯罪や過失にあたる場合、指導行政機関は、その事案を所轄の司法機関に委ね、司法当局から確定判決または最終的な決定がくだされるまで、行政罰の適用手続きを中断する。主体、事実および根拠が明確な場合、司法当局の罰則は、行政罰を排除するものである。犯罪または過失に該当しないと判断された場合、行政は、所轄当局が実証されたと判断する事象にもとづき、罰則適用の手続きを継続することができる。

第79条 違反行為の時効

1. 本法において非常に重大とみなされた違反行為の時効は5年、重大なものは3年、軽度のものは1年とする。

2. 非常に重大な違反行為に課せられた罰則の時効は5年、重大または軽度の違反行為のそれは、それぞれ3年と1年とする。

(中略)

63. 追加規定1を以下のとおり改定する。

「追加規定1」 *国家中央当局による海域の空間、生息地及び海洋種に関連する管轄権の行使*

2010年12月29日付け法律第41/2010号の規定、及び関連する自治体の管轄権とは別に、国による海域の空間、生息域及び海洋種に関連する国の管轄権の行使は以下の規定に準拠する。

a) 外海の水産資源の保護、保全、回復は、2001年3月26日付け法律第3/2001号第II章及び第III章の規定に準拠する。

b) 自然保護区、Natura 2000 ネットワーク内の外海における漁業活動制約または禁止措置は、2001年3月26日付け法律第3/2001号に則り、政府が環境法の基準に照らしてこれをおこなう。

c) 公益的港湾における商船に関連する制約や禁止措置、および自然保護区、Natura 2000 ネットワーク内の海域に設置される航路標識に関する規定は、港湾および商船法の統合法文を承認した2011年9月5日付け立法政令の規定に則り、国がこれを定める。

d) 海域、排他的経済水域、大陸棚における防衛、漁業、養殖、商船、公益的港湾、航路標識、発掘、スペインの考古学遺産の保護、資源の研究開発、及びその他本法で定められない事項に関連する国家中央当局の機能は、その都度適用される個別法または国際条約の規定とは別途、所定の方法により、委託を受けた部署または機関がこれを行行使する。

e) 生物多様性、景観の保全と持続可能な利用に関連する政策と国の研究計画との連携の促進。

(中略)

最終規定 3 EC法の国内的受容

本法により、自然生息地と野生動植物の保全に関する1992年5月21日付の理事会指令第92/43号、野鳥保護に関する2009年11月30日付け欧州議会・理事会指令第2009/147/CE号、及び欧州連合における遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の利用者に対する遵守措置に関する2014年4月16日付け欧州議会及び理事会規則(EU)第511/2014号をスペイン法に受容する。